**平成２４年（再ロ）第１００６６号**

埼玉県比企郡川島町大字下伊草209―30

再生債務者　細田　厚雄

1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年８月16日まで

4　一般異議申述期間　平成24年８月30日から平成24年９月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２４年（再ロ）第２号**

三重県津市久居小野辺町2022番地３

再生債務者　山口　和也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年８月10日まで

平成24年７月20日　津地方裁判所再生係

**平成２４年（再ロ）第１０号**

札幌市北区新琴似１条９丁目２番11号　コルメコティア１号

再生債務者　武内　歩

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年８月17日まで

平成24年７月20日

札幌地方裁判所民事第４部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２４年（再ロ）第３号**

堺市中区深井中町1113番地52

再生債務者　髙山　和仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月19日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２４年（再ロ）第５号**

神戸市灘区六甲台町７番７―209号

再生債務者　松山　源司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月19日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２３年（再ロ）第１４号**

兵庫県姫路市北条宮の町228番地　リベール姫路駅前Ⅱ502号

再生債務者　山中　英樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月19日　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（再ロ）第４号**

香川県さぬき市長尾東1337番地６

再生債務者　神前　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月20日

高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（再ロ）第１号**

宮崎県日南市星倉２丁目14番２号

再生債務者　伊瀬　信二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月20日

宮崎地方裁判所日南支部破産・再生係

**平成２４年（再ロ）第２号**

秋田県大仙市太田町太田字新田下野78番地２

再生債務者　竹内　庸悦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月20日　秋田地方裁判所大曲支部

# 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月二十五日

掲載頁　六十三頁（号外第一六一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月二十五日

掲載頁　六十三頁（号外第一六一号）

平成二十四年七月三十日

茨城県つくば市手子生二〇四六番地の二

（甲）株式会社学園化学クリーニング

代表取締役　鈴木　富夫

茨城県つくばみらい市坂野新田二二番地

（乙）株式会社ふとん丸洗い工房

代表取締役　塚本　利夫

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月二日

掲載頁　一〇九頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月二日

掲載頁　一一一頁（号外第一四四号）

平成二十四年七月三十日

東京都港区六本木二丁目四番一号

（甲）とみん銀事務センター株式会社

取締役社長　本間　幸則

東京都港区六本木二丁目四番一号

（乙）とみんビジネスサービス株式会社

取締役社長　佐藤　順一

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.advancapital/ir/koukoku

（乙）http://www.m&c.jp/

平成二十四年七月三十日

東京都品川区東五反田一丁目一〇番七号Ａ

ＩＯＳ五反田ビル六〇六号室

（甲）アドヴァンキャピタル株式会社

代表取締役　水上　博和

東京都品川区北品川四丁目八番一四―二〇一号

（乙）ミズカミアンドカンパニー株式会社

代表取締役　水上　博和

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を保有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十四年六月二十九日

掲載頁　十四頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十四年六月二十九日

掲載頁　十四頁

（丙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年七月三十日

東京都渋谷区南平台町一六番一七号

（甲）Ｃ＆Ｉエンタテインメント株式会社

代表取締役社長　内藤　修

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号

（乙）Ｃ＆Ｉフィルムパートナーズ株式会社

代表取締役社長　内藤　修

東京都千代田区飯田橋一丁目六番七号

（丙）有限会社ＳＷＡＮフィルムパートナーズ

取締役　松橋　真三